

謝金の支払い運用規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本歯車工業会（以下「工業会」という）の事業に伴う謝金の支払いに
関して必要な事項を定めるものである。

第2条（種類）

工業会が支払う謝金は、「講師謝金」及び「会議出席謝金」の二種類とする。

- （1）講師謝金は、工業会が主催する研修会、講演会、テキスト原稿執筆等の提供を行う講師に
対して支払う謝礼をいう。
- （2）会議出席謝金は、委員会委員長が工業会の業務遂行にとって謝金を支払う必要があると判
断し許可した会議の出席者に対して支払う謝礼をいう。

第3条（支払基準）

第2条に定める謝金の額は別表1によるものとする。

第4条（支払方法）

謝金は本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

1. 謝金の支払いにあたっては、工業会は法令の定めるところに従って、所得税の源泉徴収を行
ったうえでその残額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合、源泉徴収は行わない。

第5条（交通費及び宿泊費の支払い）

交通費及び宿泊費を要した場合は、「旅費・交通費支払い運用規程」により支払う。

第6条（委任）

本規程で定められていない事項及び本規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

附則

1. 本規程は2017年12月8日より施行する。
2. 2022年12月9日に一部改定

【別表1】 「謝金の支払い運用規程」 「旅費・交通費支払い運用規程」 共通

■支払基準

講義・講演会	対象者	講師謝金	旅費交通費
ギャカレッジ、その他の講義・講演会	学会関係講師	○	○
	企業講師・企業委員	○	○

委員会会議	対象者	会議出席謝金	旅費交通費
国内開催の各委員会	学会関係委員	○	○
	企業委員	×	×

■支払額

1. ギャカレッジ講座の「講師謝金」と「会議出席謝金」

種類	金額	支払区分
講義（座学）	20,000円/1時間	講師個人
基礎実習 （久留米工業高等専門学校受託事業）	130,000円/年	団体
基礎実習 （久留米工業高等専門学校以外の講師）	36,000円/2日間	講師個人
基礎実習 （久留米工業高等専門学校寄附金）	200,000円/年	団体
テキスト原稿執筆料（新規）	40,000円/1講義	講師個人
現場実習Ⅰ	216,000円/2日間	団体
現場実習Ⅱ	324,000円/5日間	団体
会議出席謝金（企業委員を除く）	委員長、副委員長：8,500円/日	
	委員：7,100円/日	

2. ギャカレッジ講座を除く、その他の委員会の「講師謝金」と「会議出席謝金」

種類	金額
講師謝金	20,000円/1日（3時間以内）
	40,000円/1日（3時間超）
会議出席謝金（企業委員を除く）	委員長、副委員長：8,500円/日
	委員：7,100円/日